

1059年の教皇選挙令と枢機卿団の形成¹

櫻田 宗紀

はじめに

11世紀半ばから12世紀半ばの約1世紀間は、西欧中世社会の一大転換期であった。教会は、「グレゴリウス改革」と呼ばれるこの時代の改革運動によって世俗権力の庇護から離れ、ローマ教皇を頂点とする聖職者のヒエラルキーを構築しようと模索する。改革に先立つ10世紀から11世紀半ばまでの教皇座を支配したのは、都市ローマの門閥貴族であった。その主導権は、クレスケンティイ家からトゥスクルム伯家に移り、1012年から1045年のあいだ、トゥスクルム伯家出身者が世襲的に教皇位を支配した²。複数の派閥から教皇が擁立され、1045年には3人の教皇が鼎立した。この混乱を收拾するため、ドイツ国王ハインリヒ3世(在位: 1039/1046-1056)が介入し、俗人の教皇を廃位してクレメンス2世(在位: 1046-47)を教皇位に就けたとき、改革の時代が始まる。クレメンス2世以降約1世紀間、「改革教皇座(Reformpapstum)」は、ドイツ国王/皇帝、その他の聖俗諸侯との関係を変化させつつ、教皇を頂点とする教会秩序の構築を目指していくこととなる。

本稿で考察の対象となるのは、「グレゴリウス改革」の一側面、すなわち教皇選挙制度の発展とそれに伴う枢機卿団の形成過程である。教皇選挙権を有することは現代においても枢機卿の第一のアイデンティティであり、新教皇を選出することは、枢機卿団の最大の職務であるといえる。いかにして教皇を選出するかという問題については、初期中世から論じられてきたが³、枢機卿による選挙を初めて規定したのは、1059年4月13日のラテラノ教会会議において公布された教皇ニコラウス2世(在位: 1058-61)の教令である。この教皇選挙令(Decretum electionis pontificae)は後に改竄され、2種類のテキストが伝承している⁴。

教皇選挙令の総合的な研究は、ハンス・ゲオルク・クラウゼの1960年の著作をもって嚆矢とする⁵。クラウゼの研究は、教皇選挙令の真正・改竄両版の伝承経路、発布・改竄の歴史的

¹ 本稿で用いる略記号は以下の通り。MGH=Monumenta Germaniae Historica, AHP=Archivum Historicae Pontificae, PL=J. P. Migne (ed.), Patrologiae Latinae, ZRG KA= Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte, Kanonistische Abteilung.

² クレスケンティイ家の教皇セルギウス4世(在位: 1009-12)以後の3教皇、ベネディクトゥス8世(在位: 1012-24)、その弟ヨハネス19世(在位: 1024-32)、甥のベネディクトゥス9世(在位: 1032-44)が「トゥスクルム教皇(Tuskulanerpäpste)」と呼ばれる。K. J. Hermann, *Das Tuskulanerpapstum, 1012-1046: Benedikt VIII., Johannes XIX., Benedikt IX.*, Stuttgart, 1973, p. 109.

³ 824年のルートヴィヒ敬虔帝の規定 MGH *Capitularia regum Francorum*, 1, Nr. 161, S. 323. ハインリヒ2世も、1020年にこの規定を確認している。MGH *Constitutiones et acta publica imperatorum et regum*, 1, Nr. 33, S. 69.

⁴ 現在までに、真正テキストが7点、改竄テキストが11点発見されている。19世紀後半に、パウル・シェッファー・ポイコーストがテキストの真贋を証明し、真正テキストを「教皇版」、改竄テキストを「帝国版」と名づけた。P. S. Boichorst, *Die Neuordnung der Papstwahl durch Nikolaus II. Texte und Forschungen zur Geschichte des Papstthums im II. Jahrhundert*, Strassburg, 1879, p. 4. しかし、帝国の文書局が改竄に関わったという根拠はない。D. Jasper, *Das Papstwahldekret von 1059. Überlieferung und Textgestalt*, Sigmaringen, 1986, p. 3

⁵ H. G. Krause, “Das Papstwahldekret von 1059 und seine Rolle im Investiturstreit”, *Studi Gregoriani* 7, 1960, pp. 1-287 (以下、Krause, “Das Papstwahldekret”と略)。

文脈といった諸問題を提起し、その後の研究の基礎をなした。特に問題となったのは、教皇選挙令の改竄版の成立年代と改竄の意図である。ディーター・ヘーゲルマンは、成立年代についてはクラウゼに同意しているが、改竄の意図に関しては、クラウゼの見解を一部修正した⁶。クラウゼの研究から約四半世紀後、デトレフ・ヤスパーが、ベルガモ市立アンジェロ・マイ図書館で発見した教皇選挙令の新写本に校訂を加え⁷、それまでの研究とは大きく異なる見解を述べた⁸。ヤスパーのこの仕事を受けて、ヴォルフガング・シュテュルナーが文献学的アプローチから、ヘーゲルマンが枢機卿の性格の変容という観点から、クラウゼが挙げた諸問題を再検討している⁹。

以上に挙げた先行研究において、教皇選挙令に関わる議論は、改竄版の成立年代に関して完全な合意に至っていない点を除いて、ほぼ出尽くしたとあってよい。しかしながら、中世教皇庁の歴史を13世紀までを含めた広いスパンで考えたとき、教皇庁組織の整備の第一歩ともいえる枢機卿団の形成に関わるこの教皇選挙令、またはその改竄の意義は、未だ正当に評価されていないと思われる。筆者の主たる関心は、中世教皇庁、ひいては教皇庁を焦点とするラテン・キリスト教世界の展開にあり、本稿においては、教皇の政治顧問団を形成した枢機卿が、どのようにして教皇選挙権を自らに帰属させたのかを探ることによって、その足掛かりにしたい。

1. 枢機卿の典礼的役割と教皇政治への参加

まず、起源から11世紀半ばまでの枢機卿身分の形成過程を概観しておく。枢機卿の本来の務めは、典礼の執行であった。しかし、改革教皇の登場は、このような伝統的な枢機卿のあり方を変容させることになる。11世紀半ばまでローマ人によって独占されてきた枢機卿に、非ローマ人が新たに加わり、枢機卿はローマ教皇の行政における補佐人集団を形成した。すなわち、枢機卿は伝統的な典礼上の機能を喪失して教皇政治に参加する顧問・助力者へと脱皮を遂げ、教会統治における教皇の武器となった。

枢機卿の起源については、シュテファン・クットナーが、教皇グレゴリウス1世（在位：590-604）の書簡で用いられた *cardinalis* という単語の用法を検討することによって明らかにしようと試みた¹⁰。グレゴリウス1世によれば、ある司教区において司教選挙が不可能もしくはふさわしくないと考えられる場合に、司教職を補完する方法には、以下の3つがあった。

⁶ D. Hägermann, “Untersuchungen zum Papstwahldekret von 1059”, *ZRG, KA* 56, 1970, (以下、Hägermann, “Untersuchungen”と略) pp. 153-193.

⁷ Bergamo Biblioteca Civita Angelo Mai MA244. 真正版の写本には、これまで改竄版のみに見られた署名人欄が付随している。

⁸ Jasper, *op. cit.*, pp. 87-88.

⁹ W. Stürmer, “Das Papstwahldekret von 1059 und seine Verfälschung: Gedanken zu einem neuen Buch”, *Fälschungen im Mittelalter II*, 1988, pp. 157-90 (以下、Stürmer, “Das Papstwahldekret”と略); D. Hägermann, *Das Papsttum am Vorabend des Investiturstreits: Stephan IX. (1057-1058), Benedikt X. (1058) und Nikolaus II. (1058-1061)*, Stuttgart, 2008, pp. 102-127.

¹⁰ S. Kuttner, “Cardinalis: The history of a canonical concept”, *Traditio* 3, 1945, pp. 129-214. 日本における枢機卿身分の形成過程を扱った研究は、関口武彦「改革教皇権と枢機卿団」『山形大学紀要・人文科学』第10巻第3号、1984年、485-535頁、同「「1130年のシスマ」と枢機卿団」『歴史における宗教と国家』(佐藤伊久男・松本宣郎編)南窓社、1990年。

(1)適切な選挙が行われるまで他の司教を送り、一時的に行政を委託する。(2)一時的に、隣接する司教区と統合する。(3)空位となっている司教位への適切な叙任として、自身の教区が破壊された、あるいは一時的に侵略された他の司教を任命する。グレゴリウスは、この第3の対策を講じた場合に本来所属する教会から他教会に転属させることを *incardinare* と表記し、この転属聖職者は *incardinatus* あるいは *cardinalis* と呼ばれた。古代の教会法では、司教の叙任は司教と教会の「聖なる結婚」を意味していたため、司教の転任は本来避けられるべきものであった。しかし、この第3の対策のような転任は、司教の本来の司教区とのつながりを乱すものではないと考えられ、唯一教会法に反しない転任のタイプであった¹¹。これが、後に枢機卿を意味する *cardinalis* の語源である。

カルディナーリス(*cardinalis*)の称号は、8世紀後半までは、必ずしもローマの聖職者に対して用いられるものではなかった。『教皇列伝 (*Liber Pontificalis*)』によれば、8世紀後半の教皇ステファヌス3世(在位: 752-757)が、ローマ近郊教区の7名の司教にラテラノ聖堂での週間禱務を義務づけた¹²。この7名の司教が「カルディナーリス」と呼ばれることになる¹³。

1世紀後半以来、ローマ教会は、司牧的・典礼的機能が司教座聖堂に集中しておらず、都市に点在する教会にその機能が分配されている点で、キリスト教世界のどの司教区とも異なっていた。というも、迫害が終わるまで、教皇は特定の聖堂も行政の拠点も持っていなかったからである¹⁴。迫害の時代に、信徒は集会・礼拝の場として私宅を利用することが多かった。この私宅は、のちに教会に寄進され、新たに司祭が任命されることによって、ローマの司牧活動の中心となっていた¹⁵。これが、いわゆるローマの名義聖堂 (*titulus*)である。コンスタンティヌス帝(在位: 306-337)以前すでに18の名義聖堂が存在し、迫害後徐々に増え、5世紀初頭までにその数は25に達した¹⁶。5世紀後半の教皇シンプリキウス(在位: 468-483)は、サン・ピエトロ (*S. Pietro*)、サン・パオロ (*S. Paolo*)、サン・ロレンツォ (*S. Lorenzo*)の、3つのバシリカでの週間禱務を、適切な地域の名義聖堂司祭に割り当てた¹⁷。5世紀末か、遅くとも6世紀には、新たにサンタ・マリア・マッジョーレ (*S. Maria Maggiore*)と、教皇のバシリカとみなされるようになったサン・サルヴァトーレ (*S. Salvatore*=ラテラノ)の2つのバシリカが週番制に組み入れられた。こうして、25名の名義聖堂司祭が、5名ずつ5つのバシリカに所属し、各司祭が一週間交代で禱務に従事する制度が生まれた。そして8世紀後半には、ラテラノ聖堂の典礼の機能は、ローマ近郊のオスティア (*Ostia*)、アルバーノ (*Albano*)、パレストリーナ (*Palestrina*)、ポルト (*Porto*)、シルヴァ・カンディダ (*Silva Candida*)、ガビイ

¹¹ *Ibid.*, pp. 132-135.

¹² *Ibid.*, p. 149; 'Hic statuit, ut omni dominico die a septem episcopis cardinalibus ebdomadariis, qui in ecclesia Salvatoris observant, missarum sollemnia super altare beati Petri celebraretur et Gloria in excelsis ediceretur.'

「彼(=ステファヌス3世)は、ここで以下のことを定めた。毎週主日に、救世主教会(=ラテラノ聖堂)で禱務を行う7名の週務者である司祭枢機卿によって、聖ペテロの祭壇上で荘厳ミサが執り行われ、栄光頌が歌われねばならない。」L. Duchesne (ed.), *Le Liber Pontificalis*, 1981, t. I, p. 478; 関口、「改革教皇権と枢機卿団」、204頁。

¹³ C. G. Fürst, *Cardinalis : Prolegomena zu einer Rechtsgeschichte des Römischen Kardinalskollegiums*, München, 1967, p. 29.

¹⁴ Kuttner, *op. cit.*, p. 146.

¹⁵ 関口、「改革教皇権と枢機卿団」、205頁。

¹⁶ Fürst, *op. cit.*, p. 29; Kuttner, *op. cit.*, p. 146.

¹⁷ Kuttner, *op. cit.*, p. 147.

(Gabii)、ヴェッレトリ (Velletri)の7名の司教枢機卿¹⁸に取って代われ、残る4つのバシリカに、名義聖堂の再分配が必要になった。おそらくは8世紀の間にサント・ステファノ・イン・モンテ・チェリオ (S. Stefano Monte Celio)、サンティ・アポストリ (SS. Apostoli)、サン・クローチェ・イン・ジェルサレム (S. Croce in Gersalemme)が名義聖堂に加えられ、総数28聖堂になり、28名の名義聖堂司祭が、7名ずつ4つのバシリカに所属する制度が完成した¹⁹。この28名が、司教枢機卿に次ぐ司祭枢機卿階級を形成する。

8世紀の間にこのシステムが確立して以降、司教枢機卿・司祭枢機卿は、教皇司式のミサへの奉仕、あるいはラテラノ聖堂での週番聖務という典礼上の特権によって、他の聖職者と明確な差異を持った。この典礼上の機能は、11世紀半ばに登場する改革教皇によって大きく変化する。教皇レオ9世 (在位: 1049-54) が、ヴォルムスでの選出の後、マルムティエ修道院長フンベルトゥス、トゥールのウド、ルミルモンのフーゴ・カンディドゥス、フレデリック (後の教皇ステファヌス9世) ら、改革意志を持った聖職者・修道士をローマ外から集め、彼らを枢機卿に任命したのは、枢機卿の伝統的な週番聖務のためではなく、改革教皇の政策に彼らを参加させるためであった²⁰。これ以降、改革教皇は、改革の進展に伴って変化する解決すべき課題、また教皇座を取り巻く対外情勢の変化と情報収集のため、その出身地と所属教会を考慮して、時宜に合った人選を行うことになる²¹。後述するように、1100年頃までに、司教、司祭、助祭²²の枢機卿三階級は、ひとつの枢機卿団を形成し、教皇政治への参与が彼らの第一の義務となっていくのである。

2. ニコラウス2世の教皇選挙令——真正・改竄テキスト

では、教皇選挙令を發布したニコラウス2世以前の教皇は、どのように選ばれたのか。クレメンツ2世、ダマス2世 (在位: 1048)、レオ9世、ヴィクトル2世 (在位: 1055-56) は、ハインリヒ3世の指名によって選出された。ヴィクトル2世の在任中、1056年10月5日にハインリヒ3世が亡くなると、ドイツ宮廷との関係の転換に伴って、教皇の選出方法も変化する。ヴィクトル2世の次の教皇ステファヌス9世 (在位: 1057-58) の選出は、改革教皇と呼ばれる教皇としては初めてドイツ宮廷の意向を介さずに、枢機卿を含む一部の聖職者のみによって行われたものであった。ステファヌス9世は、自身の選出を、少年王と摂政の下で弱体化したドイツ宮廷に伝えることに急いではいなかった。1057年8月に教皇として選出さ

¹⁸ *Ibid.*, p. 148. 7司教座という原則は12世紀まで維持されるが、その構成は流動的である。1060年頃、ヴェッレトリがオスティアに吸収され、代わりにサビーナ (Sabina)が加えられた。また、シルヴァ・カンディダは人口過疎のために1074年に廃止され、新たにセニ (Segni)が加えられた。関口、「改革教皇権と枢機卿団」、204頁。

¹⁹ Fürst, *op. cit.*, p. 30. 司教枢機卿座、名義聖堂、並びに11世紀末に明確になる助祭聖堂の一覧は、57頁の表を参照。

²⁰ スートリのボニーゾは、以下のように、述べている。「ローマでは、シモニア的異端によって叙任された司教、枢機卿、修道院長が罷免され、さまざまな地方から来た者たちが、そこに叙任された」‘Interea Roma episcopi et cardinales et abates per symoniscam heresim ordinati deponerentur, et ibi ex diversis provinciis alii ordinabantur’ E. Dümmeler (Hrsg.), “Bonizonis Episcopi Sutriensis Liber ad Amicum”, *MGH Libelli de lite imperatorum et pontificum* 1, Hannover, p. 588.

²¹ 関口武彦『教皇改革の研究』南窓社、2013年、290頁 (以下、関口、『教皇改革』と略)。

²² 助祭枢機卿の形成過程については、関口武彦「1130年のシスマ」と枢機卿団」、249頁。

れ、12月になってようやく、ステファヌスは、摂政アグネスから教皇選出の承認を得るため、ヒルデブランドゥスとルッカ司教アンセルムスを使節として派遣した²³。しかし、アグネスから承認を得た使節が戻る前、1058年3月29日に、ステファヌスはフィレンツェで亡くなった。わずか8ヶ月の在位であった。

ステファヌス9世は死の直前、ヒルデブランドゥスがドイツから戻らないうちは教皇選挙に着手してはならないとローマの聖職者に命じていた²⁴。しかし4月5日、なおも残存していたローマ貴族の派閥から、トゥスクルム伯家出身のヴェッレトリ司教ヨハネス・ミンキウスが、ベネディクトゥス10世（対立教皇、在位: 1058-1059）として教皇に擁立され、ローマの支配権を握った²⁵。1058年5月、シエナに逃れた改革派の司教枢機卿はヒルデブランドと合流し、フィレンツェ司教ゲラルドゥスをステファヌス9世の後継者として選出することを決めた。これが、教皇ニコラウス2世である。1059年1月、ニコラウス2世は、トスカーナ伯ゴットフリートの軍に同行されてスートリに入り²⁶、そこで教会会議を開いてベネディクトゥス10世を廃位した²⁷。その後一行はローマに入り、1月24日、ニコラウス2世の戴冠式が執り行われた。

ベネディクトゥス10世とのシスマに勝利したニコラウス2世は、1059年4月13日、ラテラノ教会会議において教皇選挙令を発布した。以下、教皇選挙令の真正版と改竄版の注目すべき相違点を指摘していこう。

真正版

この普遍的なローマ教会の教皇の死に際しては、まず司教枢機卿が直ちに細心の熟慮をもって協議し、すぐに枢機卿聖職者を招集する。そして、他の聖職者やローマ市民は、新たな選挙に同意を与える。いかなる機会においても買収という病が入り込まないように、敬虔なる者たちが教皇選挙の実施において主導権を持ち、残りの者はそれに従うべきである²⁸。

²³ M. Stroll., *Popes and Antipopes: The Politics of Eleventh Century Church Reform*, Leiden, 2012, p. 62 ; U. R. Blumenthal, *The Investiture Controversy: Church and Monarchy from the Ninth to the Twelfth Century*, Philadelphia, 1988, p. 85

²⁴ “Congregatis intra ecclesiam episcopis, civibus Romanis, clero et populo, culo migrare contingat, antequam Hildebrandus, Romanae ecclesiae subdiaconus, ab imperatrice redeat, papam nullus eligat.” K. Reindel (Hrsg.), “Die Briefe des Petrus Damiani”, *MGH Die Briefe der deutschen Kaiserzeit* 4, Nr. 58, p. 193.

²⁵ Hermann, *op. cit.*, p. 33.

²⁶ 教皇庁は、ハインリヒ3世の没後、新たな後ろ盾としてイタリア北・中部に影響力の強いゴットフリートに接近していた。Stroll, *op. cit.*, pp. 55-59.

²⁷ “Hic idem prefatum Guibertum Italici regni cancellarium ex parte beati Petri et per veram obedientiam invitavit ad synodum et cum eo magnificum virum Gotefridum et non solum Tusciae, sed et Longobardiae episcopos, ut venientes Sutrium de periuro et invasore tractarent consilium. Quos ubi Sturium adventantes audivit prefatus Benedictus, conscientia accusante sedem, quam invaserat, deseruit et ad propriam domum se contulit.” 「ここで彼（＝ニコラウス2世）は、前述のイタリア王国の文書局長ヴィベルトゥスを、彼（ヴィベルトゥス）とともに、ゴットフリート殿、そしてトスカーナだけでなくロンバルディアの司教たちを、聖ペテロ（＝教皇）の側から、そして真の従順に基づき、スートリに出廷した者たちと、害毒と（権利の）侵害について協議を行うために教会会議に招集した。前述のベネディクトゥスは、スートリにやって来た者たちの話を聞き、良心が咎め、彼が強奪したペテロの座を捨て、彼の故郷に向かった。」Dümmler, *op. cit.*, p. 593.

²⁸ ‘ut obeunte huius Romane universalis ecclesie pontifice inprimis cardinales episcopi diligentissima simul consideratione tractantes, mox sibi clericos cardinales adhibeant, sicque reliquus clerus et populus ad consensum nove electionis accedant, ut, nimirum ne venalitatibus morbus qualibet occasione subripiat, religiosi viri praeduces sint

改竄版

この普遍的なローマ教会の教皇の死に際しては、まず直ちに枢機卿が細心の熟慮をもって協議する。そして、余の親愛なる息子、すなわち現在は王とみなされ、余が彼の使者であるランゴバルドの文書局長官 W を通して認めたように、授与者なる神により皇帝とされる見込みのハインリヒ、および使徒座から個人的にこの権利を獲得する彼の後継者たちへのしかるべき敬意と尊崇の念を損なうことなく、枢機卿は、新たな選挙に同意を与える。買収という病が入り込まないように、敬虔なる者たちが余の息子ハインリヒ殿下と共に、教皇選挙の実施において主導権を持ち、残りの者はそれに従うべきである²⁹。

真正版においては、教皇を選出する協議に関わるのは *cardinales episcopi* となっているが、改竄版では *cardinales* に書き換えられ、全枢機卿が教皇選挙権を持つことになっている。改竄版中のランゴバルドの文書局長官 W とは、1058年から1063年まで帝国の文書局長 (*cancellarius*) を務めていたヴィバルトゥスである。彼は、1080年に教皇に選出され、1084年3月にハインリヒ4世によってクレメンツ3世 (対立教皇、在位: 1084-1100) としてローマに擁立され、グレゴリウス7世からパスカリス2世 (在位: 1099-1118) の時代まで正統の教皇と対立を続けた。

改竄版のこの箇所挿入されたドイツ国王／皇帝の権利について、真正版においては、本文の後半部に以下のような文脈で現れる。

もしふさわしい者が見つければ、その教会 (=ローマ教会) の内部から (教皇を) 選び、もしその教会から見つからなければ、他のところから受け入れられる。その際、余が認めたように、現在は王とみなされ、授与者なる神によって将来皇帝とされる見込みのハインリヒ、および使徒座から個人的にこの権利を獲得するであろう彼の後継者への、然るべき敬意と尊崇の念を損なわぬようにしなければならない³⁰。

つまり、本来はローマ外での選出に際して「配慮」される国王／皇帝を、改竄版では枢機卿と同等の権限をもつ共同選挙人に位置づけていることになる。

また、司教選挙のあり方について述べたレオ1世の以下の書簡の引用が、改竄テキストでは削除されている。

in promovendi pontificis electione, reliqui autem sequaces.’ 以下、教皇選挙令の本文は、ヤスパーによる校訂版を使用した Jasper, *op. cit.*, pp. 98-119.

²⁹ ‘ut obeunte huius Romane universalis ecclesiae pontifice inprimis cardinales diligentissima simul consideratione tractantes, salvo debito honore et reverentia dilecti filii nostri Heinrici, qui inpraesentiarum rex habetur et futurus imperator Deo concedente speratur, sicut iam sibi mediante eius nuntio Longobardie cancellario W. concessimus, et successorum illius, qui ab hac apostolica sede personaliter hoc ius impetraverint, ad consensum nove electionis accedant. Ut, nimirum ne venalitatis morbus qualibet occasione subripiat, religiosi viri cum serenissimo filio nostro rege H. praeduces sint in promovendi pontificis electione, reliqui autem sequaces.’

³⁰ ‘Eligant autem de ipsius ecclesie gremio, si reperitur idoneus, vel si de ipsa non invenitur, ex alia assumatur, salvo debito honore et reverentia dilecti filii nostri Henrici, qui inpraesentiarum rex habetur et futurus imperator Deo concedente speratur, sicut iam sibi concessimus, et successorum illius, qui ab hac apostolica sede personaliter hoc ius impetraverint.’

そして確かに、もし様々な教父の教義あるいは事績が調査され、さらに祝福されたる先任者レオによる、かの金言を念頭に置くならば、この選挙の順序は、正しくかつ正当なものと思なされる。レオは述べる。司教たちの中に、聖職者によって選ばれるのでもなく、民衆によって承認されるのでもなく、首都大司教の判断をもって同じ管区の司教たちによって、叙任されることもない者が存在するとは、いかなる道理も許してはいない³¹。

1059年4月にニコラウスが教皇選挙令を公布した意図について、オーギュスタン・フリッシュは、教皇座に対する俗人の介入を終わらせるためであったと解釈し、この教令が、教会を俗権から解放する上で重要な段階を画していると評価した³²。しかし、1960年クラウゼの研究によれば、教皇選挙令は、国王を含む一切の世俗権の介入を排除して国王の諸権利を否認しようとしたものではなく、ローマの貴族勢力に対抗して行われたニコラウス2世の選出、すなわち、ローマ以外の地で、しかもローマの聖職者と市民によらず、一部の枢機卿のみによって行われた教皇選挙を正当化するためのものであった³³。「シスマに勝利したニコラウス2世の事後的な自己正当化」というクラウゼの見解は、今なお有効である。

教皇選挙における国王の権利に言及した上述の箇所は、研究史上「国王条項(Königsparagraph)」と呼ばれ、その解釈が試みられてきた。ここに示された「使徒座から個人的に獲得するであろうこの権利(hoc ius)」とは、ドイツ国王の教皇選挙への同意権(Bestätigungsrecht)であることは間違いないだろう³⁴。クラウゼは、この国王条項に、教皇選挙におけるドイツ国王の権利に対する譲歩、すなわち国王の同意権の固定化を見出した³⁵。しかし、真正版のテキストによれば、この権利は国王が教皇との結びつきによって個人的に入手するものであって、世襲されるものではない。シュテュルナーに従うならば、教会に対する態度・功績によって、国王に払われるべき名誉と敬意は変わってくるものであり、教皇選挙令の真正版においては、選挙に際する国王の権利をどの程度考慮するかは、司教枢機卿の裁量に委ねられている³⁶。

改竄版の作成年代、作成者、そして作成意図に関しても、これまでに複数の見解が出ている。改竄版に登場するヴィベルトゥスは、1061年10月、ニコラウス2世の後継者アレクサンデル2世の選出に対抗して行われた、パルマ司教カダルス(対立教皇ホノリウス2世、在位:1061-64)教皇選出のメンバーであった。1072年にハインリヒ4世がヴィベルトゥスをラヴェンナ大司教に任命したとき、アレクサンデルはかつての敵の支持者を聖別することを躊躇ったが、ヒルデブランドゥスの説得により、聖別を行った³⁷。グレゴリウス7世が聖座に登ると、教皇座の改革プログラムに反対する北イタリアの中心人物として、ヴィベルトゥス

³¹ ‘Et certe rectus atque legitimus hic electionis ordo perpenditur, si perspectis diversorum patrum regulis sive gestis, etiam illa beati praedecessoris Leonis sententia recolatur: *Nulla, inquit, ratio sinit, ut inter episcopos habeantur, qui nec a clericis sunt electi, nec a plebibus expetiti, nec a conprovincialibus episcopis cum metropolitani iudicio consecrati.*’ 458年あるいは459年の、ナルボンヌ司教ルスティクスへの書簡。PL, t. 54, 167.

³² A. Flich, *La Réforme grégorienne*, t. 3, Louvain/Paris, 1924-1937, p. 323.

³³ Krause, “Das Papstwahldekret”, p. 141.

³⁴ F. Kempf, “Pier Damiani und das Papstwahldekret von 1059”, *Archivum Historiae Pontificae* 2, 1964, p. 73.

³⁵ Krause, “Das Papstwahldekret”, pp. 111-113.

³⁶ W. Stürmer, “*Salvo debito honore et reverentia*. Der Königsparagraph im Papstwahldekret von 1059”, *ZRG KA* 54, 1968, p. 44.

³⁷ J. N. D. Kelly & M. J. Walsh. *Oxford Dictionary of Popes*, 2nd edn, New York, 2010, p. 157.

は教皇との関係を悪化させる³⁸。そして1084年3月24日、ハインリヒ4世がローマに侵攻し、ヴィベルトゥスを教皇クレメンス3世として擁立した。次章で述べるように、このときまでにグレゴリウスとの関係を悪化させていた枢機卿らは、グレゴリウスから離反し、クレメンス側に寝返ることになる。

これら事実に基づいて、これまでの研究では、教皇選挙令改竄の年代を1070年代後半から1080年代後半のいずれかの時点に特定してきた。写本の原本の年代特定には、当然のことながら文献学的作業が必要となる。ここで年代特定の作業を行う準備は筆者にはないが、いくつかの見解を引いておきたい。改竄年代・意図についてクラウゼは、改竄文書は、1080年代後半に枢機卿三階級の地位の平準化 (*Gleichstellung*)を目的として、クレメンス3世派に寝返った聖職者集団によって作成されたと結論づけた³⁹。しかし、ヘーゲルマンによれば、枢機卿三階級の平準化を目的とした改竄であれば、*cardinales episcopi* から *episcopi* を削除するだけで十分であり、改竄全体の説明がつかない⁴⁰。ヘーゲルマンは、改竄版の文言がヴィベルトゥスの教皇選出、すなわち国王による、ローマ外での選出に沿うものであることを示し、改竄の目的は、ヴィベルトゥスの教皇としての地位を正当化し、グレゴリウスの死後、新たな選挙は必要ないことを立証するためであったと主張した⁴¹。一方、ヤスパールは、自ら発見した署名人欄付きの真正版写本、さらに諸写本の伝承経路を改めて検討し⁴²、改竄版が、グレゴリウス7世とハインリヒ4世の対立が表面化した1076年の初頭に、教皇選挙に際するドイツ国王の干渉権を支えようとする北イタリアの司教らによって作成されたという、クラウゼ、ヘーゲルマンの説に反する見解を導いている⁴³。これに対してシュテュルナーは、ヤスパールの議論を整理したうえで、ヤスパールが年代特定の根拠として用いたヒルデブランドゥスの署名の疑義を指摘し⁴⁴、ヤスパールの見解を否定してクラウゼの説を支持した。シュテュルナーは、ヘーゲルマン説には触れていないものの、クラウゼ説に対するヘーゲルマンの上述の批判は正当なものと思われる。以上の研究状況に鑑みて、筆者は、基本的にヘーゲルマンの立場をとる。次章では11世紀末の教皇と枢機卿の関係をより明確にしたうえで、改めて教皇選挙令改竄の意義を問いたい。

3. グレゴリウス7世と枢機卿の不和

本稿が対象としている11世紀後半は、教皇特使が教皇政治の最も重要な道具へと発展を遂げた時代でもある。改革教皇はその教令を実行するために、そして教皇首位権の概念をキリスト教世界に浸透させるために、これまでにないスケールで特使を使用し始めた。レオ9世の時代に枢機卿が教皇政治に関わり始めて以降、枢機卿の特権的な職務は、教皇特使として

³⁸ 1075年には、四旬節公会議への不参加を理由にグレゴリウスはヴィベルトゥスを停職処分、翌年にはグレゴリウスの罷免を画策したランゴバルドの司教会議に出席したとして、破門に処している。

³⁹ Krause, "Das Papstwahldekret", p. 254.

⁴⁰ Hägermann, "Untersuchungen", p. 178.

⁴¹ *Ibid.* pp. 191-193.

⁴² 教皇選挙令の写本の伝承経路についてもっとも詳細な研究は、H. G. Krause, "Die Bedeutung der neuentdeckten handschriftlichen Überlieferung des Papstwahldekrets von 1059. Bemerkungen zu einem neuen Buch", in *ZRG KA* 76, pp. 89-134.

⁴³ Japer, *op. cit.*, pp. 88-89.

⁴⁴ Stürmer, "Das Papstwahldekret", p. 182.

派遣され、ローマでの教会会議の決議を地方に伝える、あるいは地方教会が抱える様々な問題を解決することであった。枢機卿特使としての活動を経て教皇に就任するというキャリアパスは、この時代に典型的なものになり、1073年から1198年までの19人の教皇のうち15人が教皇特使として活動した。枢機卿特使の活動は、教皇と枢機卿の協同統治のひとつの指標になると考えられる。ここではグレゴリウス7世期の教皇特使のあり方を取り上げ、教皇と枢機卿間の関係をはかりたい。

教皇特使に対するグレゴリウス7世の考え方は、彼のいくつかの書簡に看取できる。例えばグレゴリウスは、ランス大司教マナセスに宛てた書簡で、以下のように述べた。

あなたの務めにおいて、ローマ教会の特使は侮られるべきではない。彼らは、あなたの兄弟も知っているように、非常に重要で卓越した公会議、すなわちニケーア、カルケドン、その他多くの公会議に出席し、このような問題に決然たる最終決定を下したのだ⁴⁵。

グレゴリウスは先例に立ち返りながら、また教皇が特使を用いるのは何も新しいことではないと主張しながら、教皇特使の権威を高めている⁴⁶。また教皇特使による教会会議については、1075年の『教皇訓令書 (Dictatus papae)』第4条に⁴⁷、「特使は、教会会議において、たとえ彼が下層の位階にあっても、すべての司教を指揮し、司教に対して罷免の判決を与えることができる。」⁴⁸と記されている。グレゴリウスにとって教皇特使は、教皇の権威を共有する、いわば教皇の分身 (alter ego)であった。

グレゴリウス7世の時代には、この教皇特使の人事に変化が生じる。それは、自らに従順な聖職者を、地方教会の大司教・司教に就け、同時に特使に任命する事例が増えたことである。ディオスコポリス司教ユーグ (1075年任命)、オロロン司教アマトゥス (1077年任命)、パッサウ司教アルトマン (1080年任命)、ルッカ司教アンセルムス (1081年任命) は、常設的な特使の例である。もちろん、グレゴリウスは、特使として枢機卿を任命しなかったわけではない。1074年3月には、シモニアとニコライスムの廃絶に当たってハインリヒ4世の協力を得るため、オステリア司教枢機卿ゲラルドゥスとパレストリーナ司教枢機卿フェルトゥスを送っている⁴⁹。しかし、グレゴリウス7世期には、枢機卿、特に司祭枢機卿の特使への任命が明らかに少ない⁵⁰。

このように、グレゴリウス7世の時代には、枢機卿は特使の任務を十分に与えられず、キ

⁴⁵ ‘... neque legatus Romane ecclesie in negotio tuo contempendus fuit, qui, sicut noscit fraternitas tua, maximis et precipuis conciliis, videlicet Niceo et Calcedonensi aliisque multis prefuit et huiusmodi questionibus certum diffinitionis terminum dedit...’ *MGH Das Register Gregors VII*, Teil II, VII, 12.

⁴⁶ K. R. Rennie, *The Foundation of Medieval Papal Legation*, Basingstoke, 2013, p. 131.

⁴⁷ ローマ教会の特権を列挙した、彼の精神の最も本質的な表明であると考えられている文書。全27条からなる。『教皇訓令書』については、野口洋二『グレゴリウス改革の研究』創文社、1978年、193頁以下を参照。

⁴⁸ ‘Quod legatus eius omnibus episcopis presit in concilio etiam inferioris gradus et adversus eos sententiam depositionis possit dare.’ *MGH Das Register Gregors VII*, Teil I, II, 55a.

⁴⁹ Robinson, *The Papacy*, pp. 150-153.

⁵⁰ アレクサンデル2世期(1061-73)は、教皇特使3名全員が枢機卿で、そのうち2名が司祭枢機卿、グレゴリウス7世期(1073-85)は、特使11名のうち6名が枢機卿で、その全てが司教枢機卿、ウルバヌス2世期(1088-99)は、司教枢機卿と司祭枢機卿の特使が1名ずつ、パスカリス2世期(1099-1118)は、特使12名全員が枢機卿で、司教枢機卿5名、司祭枢機卿7名。

リスト教世界における教皇と枢機卿の協同統治は、機能していると言えるものではなかった。教皇文書における枢機卿の署名は、グレゴリウスの在位期の後半には稀になり、枢機卿を疎外したグレゴリウスの単独統治の傾向は、いっそう強まっていく⁵¹。グレゴリウス7世期の後半には彼に敵対する者たちの声が確認できる。ハインリヒ4世が召集した1080年6月25日ブリクセン教会会議では、北イタリアとドイツの聖俗諸侯が、「確かにローマだけでなく、ローマ世界でさえも、彼(=グレゴリウス7世)が神によって選ばれたのではなく、暴力で、詐欺で、金銭によって、厚かましくもまかり出たと証言している。」⁵²とグレゴリウスを非難した。その2年後には、ローマにおいてもグレゴリウスと枢機卿の不和がみられる。1082年5月4日に召集されたローマの聖職者の集会(*conventus*)において、グレゴリウス7世は、ラヴェンナ大司教ヴィベルトゥスに対抗するために、教会財産を質入して兵士を雇うことを提案した。グレゴリウスの提案に反対した4人の司教枢機卿、7人の司祭枢機卿⁵³、そしてその他のローマの聖職者が、教会財産の質入れを違法とする決議文を起草した⁵⁴。この決議に署名をした枢機卿のうち、5人が1084年にクレメンス3世側に寝返っていることから、1082年の枢機卿らの振る舞いは、明らかに2年後のグレゴリウスからの離反の前兆であったと言えるだろう。そして1084年3月、すなわちハインリヒ4世がヴィベルトゥスを伴ってローマに侵攻したとき、枢機卿らのグレゴリウスに対する不満が爆発する。

1081年5月からの三度にわたる侵攻の末、ハインリヒ4世とラヴェンナ大司教ヴィベルトゥスは、1084年3月21日にローマ入都を果たす。24日に、ヴィベルトゥスは対立教皇クレメンス3世として即位し、31日にハインリヒはクレメンスによって皇帝として戴冠された。ここにシスマが発生した。このとき、12名の枢機卿がグレゴリウス7世を見限り、対立教皇

⁵¹ 「彼(=グレゴリウス7世)は(中略)批判者の側に言い分があるかもしれないなどはまず思い至らなかった。彼にしてみれば、反対の声があがるのは無知ゆえ、あるいは悪事ともいうべき愚かさゆえのことであった。彼は何の疑いもなく、自分の命令を神の命令と同一視するのは当然であると考えていた。」バラクローウ(藤崎衛訳)『中世教皇史』八坂書房、2012年、146頁。

⁵² *Non solum quidem Roma, sed ipse Romanus orbis testatur illum non a deo fuisse electum, sed a se ipso vi fraude pecunia impudentissime obiectum. MGH Constitutiones et acta publica imperatorum et regum, 1, Nr. 70, p. 119.*

⁵³ 4人の司教枢機卿は、Johannes (Porto)、Johannes (Tusculum)、Hubertus (Parestrina)、Bruno (Segni)、7人の司祭枢機卿は、Benno (S. Martino)、Petrus (S. Grisogono)、Benedictus (S. Pudenziana)、Conon (S. Anastasia)、Atto (S. Marco)、Romanus (S. Susanna)、Bonussenior (S. Maria)。Z. Zafarana, “Sul «conventus» del clero romano nel maggio 1082”, *Studi Medievali* 7, 1966, p. 403.

⁵⁴ *‘Per hec capitula IIII nonas maii nono anno Gregorii septimi pape, convenientibus simul episcopis, cardinalibus, abbatibus, archipresbiteris, ut dicerent utrum bona ecclesiarum possent poni in pignore pro pecunia colligenda ad resistendum Wiberto archiepiscopo Ravennati Romanam sedem invadere conanti, quesitis auctoritatibus exemplisque sanctorum, unanimiter laudaverunt sacras res ecclesiarum nullatenus in militia seculari expendendas, nisi in alimonia pauperum, in sancto usu rerum divinarum et in redemptione captivorum. Ita quippe sub procuratione Ioseph fuerant immunia a tribute predia sacerdotum, nec exponebatur aut mittebatur in corbanan pretium sanguinis, nec Eliodorus raptor sacrarum rerum sub Onia pontifice fuit impunitus.’ Ibid., p. 402.*

「教皇グレゴリウス7世の9年、5月のノーナエの4日、この規定について、司教、枢機卿、修道院長、首席司祭が、教会の財産は、ローマの座を強奪しようと企てているラヴェンナ大司教ヴィベルトゥスへの抵抗を目的として集められるべき財産のために担保に入れられうるのか、判断を下すために集まり、神聖なる規範と先例が調査され、教会の聖なる財産は、貧者の給養、神事の神聖な慣行、そして捕虜の買収を除いて、決して世俗の軍事に支払われるべきではないと満場一致で賛成した。というのも、ヨセフの管理の下で、祭司の農場は貢納を免れていたし、また血の代金は神殿に与えられたり、贈られたりしてはならず、聖なる財産の強奪者ヘリオドロスは大祭司オニアの下で、罰を受けないことはなかったからである。」

クレメンス3世側に寝返ったのである。離反した枢機卿の数を階級別にみると、12名のうち、司教枢機卿が1名、司祭枢機卿が8名、助祭枢機卿が3名となっており、特に司祭・助祭の下層二階級の枢機卿に、グレゴリウスへの不満が強かったことがわかる⁵⁵。離反者の一人であるサント・マルティノ司祭枢機卿ペーノは、離反の理由を以下のように記している。

晩課の直後に教皇アレクサンデルが亡くなり、同じ日に、(ヒルデブランドゥスは) 教会法に反して俗人によって選ばれた。しかし、枢機卿たちは彼の選挙に賛同しなかった。というのも、教会法は先任者の葬儀の後3日を経ずにローマの教皇の座に誰も選ばれることはない、呪詛のもとに命じたからである。(ヒルデブランドゥスは) 他所から教皇位について以来、聖座の枢機卿たちを協議から遠ざけた⁵⁶。

クレメンス3世は、ハインリヒ4世を後ろ盾として政治的には正統教皇と対立したが、彼は決して改革教皇座が推し進める教会の改革に反対の立場ではなかった。実際、彼は熱心にシモニアとニコライスムの廃絶を訴え、その点ではグレゴリウス派の理念と少なからず一致していた⁵⁷。よって、クレメンスは歴史的に対立教皇とみなされているが、枢機卿の信頼を失ったグレゴリウス7世に代わる改革教皇として、ローマ教会に受け入れられたのである。

ところで、枢機卿12名の離反とは、どれほどの規模だったのか。11世紀の段階で、ある時点での枢機卿の総数を確定させることは容易ではない。特に司祭枢機卿、助祭枢機卿は、名義聖堂が明記されることが多く、人物同定に困難が伴うからである。確認できる限り、1084年3月の離反の直前に存在が確実視される枢機卿は司教枢機卿が5名、司祭枢機卿が17名、助祭枢機卿が6名の、合計28名である⁵⁸。存在が確実でない者も含めると総数は39名となり、その時点の約31～43%の枢機卿が離反したことになる。

グレゴリウス7世亡きあと⁵⁹、ヴィクトル3世(在位: 1086-87)の短い任期を経て、グレゴリウス派に留まった枢機卿らによって、ウルバヌス2世が教皇に選出された。1100年まで続くシスマのなかで、ローマの支配権掌握のために司祭枢機卿と助祭枢機卿を積極的に登用し

⁵⁵ 離反者は13名と数えられることもあるが、それは、1078年すでに破門されていたサン・クレメンテの司祭枢機卿フーゴ・カンディドゥスを含む場合である。1084年の離反者は、正確には以下の12名である。司教枢機卿: Johannes (Porto)、司祭枢機卿: Leo (S. Lorenzo in Damaso)、Beno (SS. Martino e Silvestro)、Leo (S. Lorenzo in Lucina)、Warinus (SS. Apostoli)、Atto (S. Marco)、Petrus (S. Grisogono)、Innocentius (所属聖堂不明)、Johannes (所属聖堂不明)、助祭枢機卿: Johannes (S. Maria in Domnica)、Theoderius (S. Maria in Via Lata)、Theoderius (所属聖堂不明)。

⁵⁶ ‘Alexandro papa iuxta vespertinam horam defuncto, eadem die a laicis contra canones electus est. Sed cardinales non subscripserunt in electione eius: sub anathemate enim canones precipiunt neminem eligi in sedem Romani pontificis ante diem tertium post sepulturam ipsius predecessoris. Postquam aliunde ascendit, a consilio removit cardinales sacrae sedis.’ Kuno Francke (ed.), ‘Benonis Aliorumque Cardinalium Schismaticorum contra Gregorium VII. et Urbanum II.’, *MGH Ldl*, II, p. 370.

⁵⁷ I. S. Robinson, ‘Reform and the Church 1073-1122’, in *The new Cambridge medieval history*, Vol. 4, Part 1, Cambridge, 2004, p. 280.

⁵⁸ R. Hüls, *Kardinäle, Kleus und Kirchen Roms 1049-1130*, Tübingen, 1977, pp. 46-77; C. G. Fürst, ‘Gregorio VII, cardinali e amministrazione pontificia’, *Studi gregoriani per la storia della "Libertas ecclesiae"*, 8, 1989, pp. 17-31.

⁵⁹ グレゴリウスは、1083年6月にサン・タンジェロ城に避難し、一年近く籠城してロベール・ギスカールの救援を待った。翌1084年5月に、市街戦の末ロベール・ギスカールによって救出されたグレゴリウスは、サレルノへ逃れ、5月25日に亡くなった。

たのは、クレメンス3世であった。クレメンス3世は、教皇の助力者、発給文書の副署人として下層二階級の枢機卿を司教枢機卿と対等に遇することによって、枢機卿三階級の平等化を促進した⁶⁰。正統教皇もそれに倣い、「わが同胞の一致した助言によって (fratrum nostrorum communicato concilio)」、あるいは「わが同胞の助言に従って (secundum fratrum nostrorum consilium)」なる文言が教皇文書に登場するようになった⁶¹。ここに、教皇政治への参与を第一の義務とする枢機卿団が形成された。

おわりに

以上、教皇選挙令改竄の歴史的展開と枢機卿団の形成過程を述べてきた。教皇選挙権を持つ者として *cardinalis episcopi* から *cardinalis* に書き換えられたことに限って言えば、それは明らかに枢機卿下層二階級の地位向上を意図したものと思われる。1059年の教皇選挙令の発布は、ニコラウス2世の選出の正当化と並んで、教皇選挙権を7名の司教枢機卿に限定することによって、ローマ貴族の教皇選挙への影響力を排除することが目的であった。しかし、11世紀末のシスマに際しては、相対的に数の多い司祭枢機卿、助祭枢機卿の支持を獲得することが急務であり、その先手を打ったのは対立教皇クレメンス3世であった。改竄者がクレメンス派の聖職者集団であったとするならば、ドイツ国王／皇帝が共同選挙人に位置づけられ、また司教選挙の手續きに関するレオ1世の金言が削除されたことにも合点がいく。グレゴリウス7世との不和にあってクレメンス3世を新たな指導者として仰いだ聖職者らは、ハインリヒ4世によるクレメンス3世の選出を正当化し、教皇権の安定を図ったのであろう。

中世教皇庁の組織化の第一歩である枢機卿団の形成は、教皇と枢機卿の緊張関係のなかで促進されたものだった。我々は、教皇選挙令の改竄文書に、教皇との緊張関係のなかで、教皇選挙権を独占的に保持する聖職者集団を形成しようとする枢機卿の意向を窺うことができる。この枢機卿団の成立によって、教皇個人の人格に依存しない、「制度としての教皇庁」が確立されたのである。

12世紀半ばまでとされる改革の時代を経て、教皇庁はその組織をより複雑なものへと整備していく。その内的発展と並行して、教皇庁は、ラテン・キリスト教世界を監督する機関として影響力を行使していくことになる。そのとき、教皇庁と地方のコミュニケーションを媒介したのが、教皇特使であった。教皇アレクサンデル3世(在位:1159-81)の時代以降、教皇特使の任務は、ほぼ例外なく枢機卿が担った⁶²。教皇庁の外交の武器として機能した枢機卿がその身分を確立する過程において、教皇選挙令の改竄は、重要な意味を持ったのであった。

⁶⁰ 関口『教皇改革』、296頁。

⁶¹ 同上。

⁶² Robinson, *The Papacy*, p. 148.

枢機卿座一覧（1100 年ごろ）

司 教 枢 機 卿	司教座				
	Ostia				
	Porto				
	Albano				
	S. Rufina → Segni				
	Sabina				
	Tusculum				
	Palestrina				
司 祭 枢 機 卿	名義聖堂	係属バシリカ	名義聖堂	係属バシリカ	
	S. Sabina	S. Paolo	S. Croce in Gerusalemme	S. Lorenzo	
	S. Prisca		S. Prassede		
	S. Balbina		S. Stefano in Monte Celio		
	SS. Nereo ed Achilleo		SS. Quattro Coronati		
	S. Sisto		SS. Giovanni e Paolo		
	S. Susanna		S. Lorenzo in Lucina		
	S. Marcello		S. Pietro in Vincoli		
	S. Anastasia		S. Pietro		S. Clemente
	SS. Martino e Silvestro	SS. Marcellino e Pietro			
	S. Cecilia	S. Eusebio			
	S. Marco	S. Pudenziana			
	S. Lorenzo in Damaso	S. Ciriaco nelle Terme			
	S. Maria in Trastevere	S. Vitale			
	S. Grisogono	SS. Apostoli			
	助 祭 枢 機 卿	助祭聖堂			助祭聖堂
		S. Maria in Domnica	S. Maria in Portico		
		S. Lucia in Septisolio	S. Nicola in Carcere		
		S. Maria nuova	S. Angelo in Pescheria		
		SS. Cosme e Damiano	S. Eustachio		
S. Adriano		S. Maria in Aquiro			
SS. Sergio e Bacco		S. Maria in Via Lata			
S. Teodoro		S. Agata			
S. Giorgio in Velabro		S. Lucia in Capite			
S. Maria in Cosmedin		S. Quirico			

C. G. Fürst, “Gregorio VII, cardinali e amministrazione pontificia”, *Studi gregoriani per la storia della "Libertas ecclesiae"*, 8, 1989, pp. 17-31 ; H. W. Klewitz, “Die Entstehung des Kardinalkollegiums”, *ZRG KA* 25, 1936, pp. 206-221 より作成。